

改正

平成19年10月 1日条例第29号
平成19年12月26日条例第34号
平成26年 3月 4日条例第 4号
令和元年 6月13日条例第 9号

菊川市立学校施設使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育その他公共のために菊川市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 別表第1に掲げる学校施設を使用しようとする者は、菊川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(使用の不許可等)

第3条 使用の許可は、教育委員会が校長等の意見を聴いて行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 学校教育上支障があると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用料)

第4条 学校施設を使用する者は、学校が使用する場合を除き、別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用者の願出により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第5条 前条の規定により納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用の日前5日までに使用の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(許可の取消し及び停止)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(施設の復旧)

第7条 学校施設を使用した場合にこれを損傷したときは、使用者において、これを復旧し、又は弁償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、小笠町使用料条例(昭和42年小笠町条例第18号)、菊川町使用料条例(昭和31年菊川町条例第2号)、小笠町立小学校施設利用に関する規則(昭和59年小笠町教育委員会規則第1号)又は北小学校運動場(夜間)使用規程(昭和54年小笠町教育委員会規程第1号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例等の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の菊川市立学校施設使用条例の規定は、平成19年6月16日から適用する。

附 則(平成19年12月26日条例第34号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月4日条例第4号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月13日条例第9号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
菊川市立小笠北小学校運動場夜間照明施設	菊川市嶺田59番地
菊川市立内田小学校運動場夜間照明施設	菊川市下内田1637番地
菊川市立小笠東小学校屋内運動場	菊川市川上1348番地の2
〃 小笠南 〃	菊川市高橋3503番地
〃 小笠北 〃	菊川市嶺田59番地
〃 大郷 〃	菊川市本所2200番地
〃 内田 〃	菊川市下内田1637番地
〃 横地 〃	菊川市東横地1886番地
〃 加茂 〃	菊川市加茂5114番地
〃 堀之内 〃	菊川市西方2140番地
〃 河城 〃	菊川市吉沢556番地
〃 岳洋中学校屋内運動場	菊川市下平川5430番地

〃 菊川西 〃	菊川市加茂38番地
〃 菊川東 〃	菊川市本所670番地

別表第2（第4条関係）

区分	期間	使用する時間	市内者	市外者	備考
夜間照明施設	年中	18:30から21:30まで	円 無料	円 970	別途夜間照明施設使用料30分830円、市外者は2,490円
小・中学校屋内運動場（バレーコート1面につき）	年中	8:00から12:00まで	650	1,950	
		13:00から17:00まで	650	1,950	
		17:00から19:00まで	310	930	
		19:00から21:30まで	400	1,200	

ただし、夜間照明施設の使用は、1時間30分以上照明を使用する場合に限る。